

# 議 案 目 次

(令和4年5月18日提出)

議案 番号	件 名	備 考
1 2	東日本大震災調査特別委員会の設置について	
1 3	新庁舎建設調査特別委員会の設置について	
1 4	広報広聴委員会の設置について	

議案第12号

東日本大震災調査特別委員会の設置について

上記の議案を地方自治法第109条及び気仙沼市議会委員会条例第6条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年5月18日提出

提出者	気仙沼市議会議員	村上佳市
賛成者	同	千葉慶人
同	同	三浦由喜
同	同	秋山善治郎

## 東日本大震災調査特別委員会の設置について

次のとおり東日本大震災調査特別委員会を設置するものとする。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 名 称              | 東日本大震災調査特別委員会                           |
| 2. 目 的<br>(付託事件)    | 東日本大震災の復興完遂及び復旧・復興事業<br>検証に関する調査のため     |
| 3. 委員の定数            | 24人以内                                   |
| 4. 設置期間及び<br>閉会中の調査 | 2に掲げる付託事件の調査が終了するまで、<br>閉会中も活動することができる。 |

議案第13号

新庁舎建設調査特別委員会の設置について

上記の議案を地方自治法第109条及び気仙沼市議会委員会条例第6条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年5月18日提出

提出者	気仙沼市議会議員	村上佳市
賛成者	同	千葉慶人
同	同	三浦由喜
同	同	秋山善治郎

## 新庁舎建設調査特別委員会の設置について

次のとおり新庁舎建設調査特別委員会を設置するものとする。

1. 名 称 新庁舎建設調査特別委員会
2. 目 的 新庁舎建設に係る調査のため  
(付託事件)
3. 委員の定数 24人以内
4. 設置期間及び  
閉会中の調査 2に掲げる付託事件の調査が終了するまで、  
閉会中も活動することができる。

議案第14号

広報広聴委員会の設置について

上記の議案を地方自治法第109条及び気仙沼市議会委員会条例第6条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和4年5月18日提出

提出者	気仙沼市議会議員	村上佳市
賛成者	同	千葉慶人
同	同	三浦由喜
同	同	秋山善治郎

## 広報広聴委員会の設置について

次のとおり広報広聴委員会を設置するものとする。

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 名 称              | 広報広聴委員会                                 |
| 2. 目 的<br>(付託事件)    | 議会の広報全般並びに広聴活動の取りまとめのため                 |
| 3. 委員の定数            | 8人                                      |
| 4. 設置期間及び<br>閉会中の調査 | 2に掲げる付託事件の調査が終了するまで、<br>閉会中も活動することができる。 |